

【提言】

新しい時代の日本の防衛のあり方

～日本版国家安全保障会議（JNSC）の早期創設と

サイバー防衛態勢の構築を求める～

2013年（平成25年）5月

一般社団法人 関西経済同友会

安全保障委員会

提言概要

新しい時代の日本の防衛のあり方 ～日本版国家安全保障会議（JNSC）の早期創設と サイバー防衛態勢の構築を求め～

一般社団法人関西経済同友会
安全保障委員会

国家および地域の安定の確保は、円滑な経済活動の基盤であり、経済人は安全保障問題により高い関心を持たなければならない。関西経済同友会では、先ず国民全体が「自分の国は自分で守る」という安全保障に対する意識を持つことが重要だと繰り返し唱えてきた。現在の情勢を踏まえ、以下6項目について提言する。

① 集団的自衛権の政府解釈を変更すべき

政府は近年の東アジアに見られる、尖閣諸島を巡る中国との緊張状態、北朝鮮の核・ミサイルという現実的な脅威が出現したことを踏まえ、集団的自衛権の行使を可能にする政府解釈の変更を速やかに行うべきである。

② 「自衛隊海外派遣恒久法」の成立を急ぐべき

複雑化する国際情勢の中で、実効性と機動性を兼ね備えた国際貢献を継続的に実施していくには、政府は、なぜ恒久法が必要なのかを国民にわかりやすく説明し、自衛隊の海外派遣のあるべき姿を議論した上で、国際平和協力活動を可能にする基準を定めた恒久法を制定すべきである。

③ 武器輸出三原則等の弾力的運用を

政府は安全保障上欠かせない国内の防衛産業の維持・育成という視点と日米安全保障体制への寄与という視点を優先し、武器輸出三原則の一層の弾力化を検討してもらいたい。

④ 海洋国家日本に相応しい態勢を整備すべき

中国の覇権主義的な動きに対しては、日米関係の強化による抑止力の拡大に加え、自国海域を守り、活用するという海洋国家日本に相応しい態勢を整備することを求める。日本政府には、領域警備の全体を包括した法体系を早期に整備していただきたい。

⑤ 日本版の国家安全保障会議（JNSC）の早期創設を

国家の安全保障政策は、首相や政権がかわっても、継続性・一貫性をもって展開される必要があり、政府には情報収集体制の強化と充実、機密情報（インテリジェンス）の活用を含め、長期的な戦略を練りつつ、短期的な対応も両立させる国家安全保障会議（JNSC）の早期創設を求める。

⑥ サイバー攻撃への対応強化を

サイバー空間での戦いは、自衛隊と他省庁さらには民間企業との連携が必須であり、法整備も含め、日本に相応しい態勢を早急に整備する必要がある。日本政府には、官公庁のネットワークや重要インフラにサイバー攻撃があった場合の責任体制の明確化、総合調整等、サイバー防護に関するコンセンサスを早期に確立することを求める。民間の役割を含めた国家サイバーセキュリティ戦略は国家安全保障会議（JNSC）の一翼に位置づけられるべきである。具体的な法整備や体制の確立は急務であり、防衛省、自衛隊への任務付与等を早急に求める。また、サイバー攻撃に対処できるような高度な人材の確保、育成に取り組むことを求める。

以上

現在わが国を取り巻く安全保障環境は、中国、韓国、ロシアといった周辺諸国との領土をめぐる問題が顕在化するとともに、北朝鮮の核武装化、大量破壊兵器の拡散、サイバー攻撃、国際テロといった脅威に曝されている。一国で物事を解決できる安全保障環境ではなく、国際社会において多層的な対応を行わなければならない状況になっており、日本が責任ある役割を果たす必要性が高まっている。

国家および地域の安定の確保は、円滑な経済活動の基盤であり、経済人は安全保障問題により高い関心を持たなければならない。関西経済同友会では、先ず国民全体が「自分の国は自分で守る」という安全保障に対する意識を持つことが重要だと繰り返し唱えてきた。そしてそのための道筋として、2010年発表の提言「新しい時代の日本の防衛のあり方」で集団的自衛権の政府解釈の変更、自衛隊海外派遣恒久法の成立、武器輸出三原則等の弾力的運用、海洋国家に相応しい態勢の整備を訴えたが、現在の情勢を踏まえ、新たに日本版国家安全保障会議（JNSC）とサイバー対応の2つを加え以下6項目について提言する。

① 集団的自衛権の政府解釈を変更すべき

日本の安全保障の基軸となる日米同盟をより有効に機能させることが重要である。

現在、自衛権に関する政府の憲法解釈は、「自衛権には個別自衛権と集団的自衛権があり、個別自衛権は行使しうるが、集団的自衛権は保有すれども行使できない」という整理をしている。一方、国際法のレベルでは、国連憲章においても、個別的自衛権と集団的自衛権は一体として考えられており、国家は当然、「行使しうる」という前提で、自衛権を有しているということになっている。

関西経済同友会は、2008年発表の提言「『続』日本の安全保障を考える」において、北朝鮮により「もし仮に米国に向かう蓋然性が非常に高いミサイルを日本がレーダーで探知し、それが公海上あるいは日本の領海内で迎撃できるにも関わらず、憲法で禁じられているという集団的自衛権の行使に当たるとして、迎撃しなかったとしたら、日米同盟は危機に瀕すると言っていい」と述べている。その後も北朝鮮は憲法に核保有を明記し、3度目の核実験を行う等、その脅威は増加している。今後日米同盟をより互恵的な関係にし、同盟をさらに維持・強化するためにも、集団的自衛権に対する政府解釈の問題を克服しなければならない。

安倍政権が誕生し、今年1月には、集団的自衛権行使に関する憲法解釈を変更した場合の日米の協力のあり方について、第一次安倍内閣で策定した「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の再改定と並行して米側と協議する方針を固めた。特に「公海上での米艦船への攻撃に対する自衛隊の応戦」と「米国に向かう可能性のある弾道ミサイルの遊撃」の2類型については、米軍の活動に直接関連しており、喫緊の課題である。政府は近年の東アジアに見られる、尖閣諸島を巡る中国との緊張状態、北朝鮮の核・ミサイ

ルという現実的な脅威が出現したことを踏まえ、集団的自衛権の行使を可能にする政府解釈の変更を速やかに行うべきである。

② 「自衛隊海外派遣恒久法」の成立を急ぐべき

日本は、9.11テロ後、米国の「テロとの戦い」にいち早く賛同し、テロ特措法を成立させ、インド洋に海上自衛隊を派遣し、米英等艦船への給油活動を行ってきた。この活動は、米国のみならず、国際社会からも非常に高い評価を受けた。日本が国際社会で責任ある役割を果たしていくにあたっては、インド洋で行った海上自衛隊の給油活動のように自衛隊による国際貢献が求められる事案が今後も発生することが想定される。

複雑化する国際情勢の中で、実効性と機動性を兼ね備えた国際貢献を継続的に実施していくには、自衛隊海外派遣の必要性が生じる度に時限立法を成立させるのでは迅速性に欠ける。さらに、安定性、一貫性が求められる国家の安全保障政策が、時限立法であるが故に政争の具にされ、その中断・変更に追い込まれるようなことがあってはならない。政府は、なぜ恒久法が必要なのかを国民にわかりやすく説明し、自衛隊の海外派遣のあるべき姿を議論した上で、国際平和協力活動を可能にする基準を定めた恒久法を制定すべきである。同時に、恒久法の制定は、自衛隊が継続的に海外活動に従事し、国際平和に貢献するという強い覚悟を国際社会へ示すメッセージになる。

③ 武器輸出三原則等の弾力的運用を

1967年佐藤栄作総理は、国会答弁により（1）共産圏諸国向けの場合（2）国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合（3）国際紛争の当事国又はその恐れのある場合は、武器輸出を認めないとの政策を表明した。

さらに、1976年、三木武夫総理が武器輸出に関する政府統一見解として、「三原則対象地域以外も武器の輸出を慎む」という旨の事実上の全面輸出禁止を表明した。これ以後、わが国は、日米間の弾道ミサイル防衛共同開発等の特殊なケースを除き、この方針を堅持してきた結果、国際共同開発に参加できず防衛技術の革新に取り残され、単独開発に起因する武器調達コストの増加や国内の防衛産業基盤の維持が難しくなる等、様々な弊害に直面していた。

2011年12月野田政権は、武器輸出三原則を緩和し、武器の国際共同開発・生産を解禁する新基準を策定した。さらに第2次安倍内閣は、最新鋭戦闘機F35の国際共同生産に参加し、部品を輸出することを武器輸出三原則の例外扱いとすることを表明した。国際共同開発・生産の流れが強まる中で、日本だけが武器輸出三原則を墨守し、技術鎖国を続ければ、防衛戦略上、日本の安全保障への影響は甚大となる。政府は安全保障上欠かせない国内の防衛産業の維持・育成という視点と日米安全保障体制への寄与という視点を優先し、武器輸出三原則の一層の弾力化を検討してもらいたい。

④ 海洋国家日本に相応しい態勢を整備すべき

近年、中国は目覚ましい経済発展を背景にして海洋活動の範囲を東・南シナ海、太平洋にまで拡大する等、覇権主義的な動きを強めている。第1列島線を越え、第2列島線までの活動域拡大を視野に入れた動きを進めるとともに、日本近海へも積極的な活動を行っている。またインド洋の港湾拠点整備を進めインドとも中国は、海洋安全保障をめぐる激しい駆け引きを展開しているが、領土・領海防衛、海洋権益の確保、海上交通の保護等がその目的と言われており、今後この動きを強化してくるものと考えられる。

日本は四方を海で囲まれた海洋国家である。中国の覇権主義的な動きに対しては、日米関係の強化による抑止力の拡大に加え、自国海域を守り、活用するという海洋国家日本に相応しい態勢を整備することを求める。現行の法体系では、自衛隊が平時に駐屯地・基地の外で警戒監視活動を行えるようになっていない。また、離島において周辺国による想定外の接近・上陸や周辺国がかかわった突発的な事態が発生した場合も、海上保安庁、警察、自衛隊等が個別法により対応する仕組みになっている。日本政府には、領域警備の全体を包括した法体系を早期に整備していただきたい。

その一方で、中国と対峙するのではなく、中国とのコミュニケーションのパイプを太くし、両国間の信頼醸成につながる活動も推進していくべきである。

⑤ 日本版の国家安全保障会議（JNSC）の早期創設を

アルジェリア人質事件、中国海軍の艦船による射撃用のレーダー照射、ロシア軍機の領空侵犯等、日本は次々と危機に見舞われており、安倍政権は日本版の国家安全保障会議（JNSC）の創設に向け、有識者会議を設置し、その具体的な体制、機能・役割等を検討している。特に今般のアルジェリアでのテロ事件は、危機管理の重要性について改めて警鐘を鳴らすものであり、邦人保護の強化を図る必要がある。また、国家の安全保障政策は、首相や政権が代わっても、継続性・一貫性をもって展開される必要があり、国家安全保障会議（JNSC）には、超党派で、省庁間の縦割りの弊害を克服し、長期の視点や分析にもとづき、国家的な世界戦略を立案する機能についても期待したい。米国の国家安全保障会議（NSC）は、安全保障の諸政策や問題について大統領に助言を行うことと、安全保障政策の立案、関係省庁の調整に当たることを主な任務として1947年に創設され、現在においても米政府機構内における外交、防衛、安全保障政策調整の中心機関である。日本においても、政府には情報収集体制の強化と充実、機密情報（インテリジェンス）の活用を含め、長期的な戦略を練りつつ、短期的な対応も両立させる国家安全保障会議（JNSC）の早期創設を求める。

⑥ サイバー攻撃への対応強化を

総務省所管の独立行政法人情報通信研究機構（NICT）の調査によれば、日本の政府機関や企業等を対象にした国内外からのサイバー攻撃関連の通信が、2012年だけでも約78億件もあったことがわかっている。調査開始の2005年の約3.1億件から急増し続けている。

サイバー空間における国家間の攻防も激しさを増し、サイバー空間が陸、海、空、宇宙と並べられ、新たな「戦場」となり、国家レベルでの重要な領域として捉えられている。米国では、電力やパイプラインを狙ったサイバー攻撃が相次ぎ、米オバマ政権はサイバー防衛強化を進めるとしている。米国では、サイバー攻撃に中国軍の部隊が関与している可能性が高いとの報告書も公表されている。また、今年3月には、韓国の主要放送局や一部の金融機関のコンピューターが一斉にダウンし、韓国政府は他国によるサイバー攻撃の可能性が高いとみて、詳しい状況を調べている。

防衛省は、2013年度に「サイバー空間防衛隊」を新設する方針であるが、サイバー空間での戦いは、従来型の戦闘とは異なり、自衛隊だけが戦うという姿ではなく、自衛隊と他省庁さらには民間企業との連携が必須であり、法整備も含め、日本に相応しい態勢を早急に整備する必要がある。現状、日本が外国からサイバー攻撃を受けた場合、日本の重要なシステムインフラ等を誰が守るのか規定されておらず、自衛隊にもそのような任務は付与されていない。通信、交通、金融、電力網等の重要インフラがサイバー攻撃を受け、麻痺するに至ったとしても、現在の法体系・法解釈では、自衛隊は防衛出動を発動することはできない。日本政府には、官公庁のネットワークや重要インフラにサイバー攻撃があった場合の責任体制の明確化、総合調整等、サイバー防護に関するコンセンサスを早期に確立することを求める。また、民間の役割を含めた国家サイバーセキュリティ戦略は上述の国家安全保障会議（JNSC）の一翼に位置づけられるべきものである。常にサイバー攻撃の危険に曝されている今日、国家の機能麻痺を最小限に防ぐ意味で、具体的な法整備や体制の確立は急務であり、さしずめ防衛省、自衛隊への任務付与等を早急に求める。

また、深刻な課題は、2万人のサイバー要員を抱える米国に比べ、日本では専門知識をもった人材が圧倒的に不足していることだ。サイバー攻撃にも対処できるような高度な人材の確保、育成は喫緊の課題である。国家のプログラムとして危機意識を持って、情報セキュリティ対策の充実、強化に取り組むことを求める。

以 上

平成24年度安全保障委員会名簿

(平成25年4月25日現在、敬称略)

委員長	小椋 昭夫	バンドー化学(株)	取締役会長
副委員長	東 光一	東樹脂工業(株)	代表取締役
〃	上 敏郎	日本電通(株)	取締役会長兼社長
〃	上島 健二	(株)iTest	取締役社長
〃	上村 多恵子	京南倉庫(株)	代表取締役
〃	遠藤 芳文	三菱重工業(株)	関西支社長
〃	大井 篤	三井物産(株)	常務執行役員関西支社長
〃	門田 雅輝	リパティジャパン(株)	代表取締役
〃	金田 直己	金田事務所(株)	代表取締役
〃	田中 克彦	LOGISTICS DESIGN	代表
〃	内藤 誠二郎	内藤証券(株)	取締役社長
〃	永井 康雄	三菱商事(株)	取締役常務執行役員関西支社長
〃	中田 晴夫	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	顧問
〃	萩尾 千里	(株)大阪国際会議場	相談役
〃	長谷川 剛	櫻宮化学(株)	取締役社長
〃	長谷川 博	(株)大林組	専務執行役員 大阪本店長
〃	廣瀬 茂夫	(株)日本総合研究所	調査部関西経済研究センター所長
〃	福西 啓八	福西歯科口腔外科 歯科インプラントセンター	理事長・所長
〃	松岡 晋	(有)アベックス	代表取締役
〃	丸岡 利嗣	(株)マルゼン	代表取締役
〃	横井 省吾	(株)ミライト・テクノロジーズ	顧問
委員	安積 覚	安積濾紙(株)	取締役社長
〃	加藤 高弘	日本航空(株)	執行役員西日本地区支配人
〃	中川 泰伸	社会福祉法人伝法福祉会 勢至学園	理事長
〃	堀井 和彦	アムタス(株)	大阪事業所長
〃	脇村 利恵子	平和運送(株)	取締役会長
スタッフ	小宮 正規	バンドー化学(株)	総務部長
〃	鈴木 和夫	バンドー化学(株)	海外事業推進室主事
〃	三井 裕之	東樹脂工業(株)	相談役
〃	湯浅 康平	(株)iTest	経営戦略企画室
〃	湯浅 弘	三菱重工業(株)	関西支社総務部総務グループ長
〃	岡田 泰紀	三井物産(株)	関西支社副支社長
〃	齋藤 正巳	三菱商事(株)	関西支社業務開発部部長代行
〃	木下 太郎	櫻宮化学(株)	総務課長
〃	松岡 秀幸	(有)アベックス	IT部長
〃	三好 大介	(株)マルゼン	統括マネジャー
〃	中村 貴弘	(株)ミライト・テクノロジーズ	経営管理本部 企画総務部 経営企画室 担当課長
代表幹事スタッフ	絹川 直	(株)大林組	理事 経営企画室大阪企画部部長
〃	押尾 嘉之	(株)大林組	経営企画室大阪企画部課長
〃	矢島 健	(株)大林組	経営企画室大阪企画部企画課副課長
〃	山本 卓彦	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室長
〃	吉岡 淳	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室部長
〃	谷畑 雅一	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室専任課長
事務局	齊藤 行巨	(一社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
〃	野畑 健	(一社)関西経済同友会	企画調査部課長
〃	谷 要恵	(一社)関西経済同友会	企画調査部主任